

4 基準認証等関係

1 共通的な指針に基づく見直し

(1) 自己確認化等

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|---|---|-----------------------------|--------|--------|--|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
| 通信端末機器等の基準認証に関する自己適合宣言制度の導入 (総務省) | 電話機やモデム等の通信端末機器の技術基準適合認定制度及びPHS等の特定無線設備の技術基準適合証明制度については、諸外国の制度との整合性を図る観点から、回収命令、罰則強化などの事後措置の拡充強化を前提とした自己適合宣言制度の導入について、引き続き対象分野の特性を踏まえて検討する。 | | 検討(結論) | | (総務省) 平成14年5月より、「端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会」を開催し、対象機器の特性を踏まえて、罰則強化などの事後措置の整備を前提とした自己適合宣言制度を導入すべき旨の内容の報告書を取りまとめ、平成14年12月16日に公表したところ。本報告書を踏まえ、第156回国会に関係法案を提出。 | |
| 危険物施設の保安検査 (総務省) <危険才 bの再掲> | 危険物施設の保安検査について、優良事業所については、自主検査を含め、危険物施設の適切な管理が維持されるよう更なるインセンティブを与えることができるような保安検査の在り方について検討する。 | 検査周期を延長するインセンティブ制度の結論を踏まえ検討 | | | <危険才 b参照> | |
| 超音波診断装置の薬事法に基づく申請 (厚生労働省) | 超音波診断装置の薬事法に基づく申請について、一定の要件を満たしている場合には、当該企業が行う安全性試験検査データをもって、公的機関の検査データに代えることを可能にすることについて、検討する。 | 検討 | 結論 | | (厚生労働省) 平成14年7月31日に公布された「薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律」(平成14年法律第96号)により、薬事法を改正し、人体へのリスクが比較的低い医療機器のうち、厚生労働大臣が基準を定めた品目については、国の承認を不要とし、第三者認証機関の認証をもって製造販売を可能とする制度を導入することとした。 超音波診断装置は、人体へのリスクが比較的低い医療機器に分類される予定であり、平成15年度より、第三者認証基準の作成を開始し、平成17年度を目途に所要の措置を行うこととしている。 | |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|---|--|----------------|--------|--------|-------------|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
| ボイラー等の検査 (厚生労働省) <危険工の再掲> | a ボイラー等の検査について、優良な安全管理体制を確立し、かつ、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認等のインセンティブ制度について検討する。 | 原則として、15年度中に実施 | | | <危険工 参照> | |
| | b 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)」に規定した登録機関による実施について検討する。 | 原則として、15年度中に実施 | | | | |

(2) 国の代行機関(指定検査機関等)

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|---|--|---------|----------|--------|-------------|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
| 気象測器の検定 (国土交通省) <運輸才の再掲> | 気象測器の検定については、気象庁長官に代わって一定の能力を有する民間の法人(営利法人を含む。)が検定を行うことができる制度を導入するとともに、検定の実施方法の簡素化を図る。 【気象業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第47号)】 | 法案成立、公布 | 措置(4月施行) | | <運輸才 参照> | |
| | | | | | | |

(3) 性能規定化

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|---|--|---------------------|-----------|------------|--|-------------|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | | | |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | | |
| 危険物施設の保安検査 (総務省) <危険才 cの再掲> | 危険物施設の保安検査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、結論を得る。 | 検討 | 検討 | 検討 (結論) | | <危険才 c参照> | |
| 石油コンビナートの防災資機材の基準 (総務省) <危険力 の再掲> | 石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所(一定量以上の危険物等を貯蔵又は取り扱う事業所)に備え付けなければならないこととされている防災資機材(化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船等)については、政令においてその具体的な仕様が規定されているが、この基準について随時必要に応じた見直しを行う等により、必要な防災能力を確保しつつ可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置する。 | 随時 | | | | <危険力 参照> | |
| 鉄道軌道上の特別高圧送電線の施設規制の緩和 (国土交通省) <運輸才 の再掲> | 鉄道軌道上を交差する特別高圧送電線について、鉄道又は軌道の外側から3メートルの範囲内にある部分の長さが100メートル以下となるよう施設しなければならないとされている規定について、性能規定化の検討を早急に進める。 【平成13年国土交通省令第151号】 | 鉄道について措置済 (3月施行) | 軌道について検討 | | | <運輸才 参照> | |
| ボイラー及び第一種圧力容器の検査基準 (厚生労働省) <危険工 aの再掲> | 仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、性能規定化を完了する。 | 検討 | 検討(結論)・措置 | | | <危険工 a参照> | |

(4) 国際的整合化

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 |
|---|---|----------------|------------|------------|--|-----------------------|-----|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 等 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | |
| | | 平成13年 度 | 平成14年 度 | 平成15年 度 | | | |
| 非常信号用具の 取付位置要件の 緩和 (国土交通省) <運輸ウ の再掲> | 自動車用の非常信号用具の取付位置については、 現在運転席から見える位置とされているが、国際整 合性及び安全確保の観点から、その妥当性について 検討する。 | 検討 | 検討 | | | <運輸ウ 参照> | |
| 回転式助手席及び 脱着式シート取扱 要件の緩和 (国土交通省) <運輸ウ の再掲> | 我が国では、事故時の乗員保護の観点から、シート を後方に向けた場合にシートベルトが装着できない 回転式又は脱着式シートを認めていないため、シート を前方に向けた状態で基準を満たせば認めているE EC基準に適合した自動車の販売が不可能となって いるが、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥 当性について検討する。 | 検討 | 検討 | | | <運輸ウ 参照> | |
| フォークリフ トの速度制限 の緩和 (国土交通省) <運輸オ の再掲> | 車種区分により異なるフォークリフトの速度制限 について、今後、国際整合性及び安全確保の観点か ら、国際的に車種区分が統一されるよう、関係者間 で議論を進めた上で、その妥当性について検討を行 う。 | 検討 (13年度以降) | | | | <運輸オ 参照> | |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|---|---|-------------|--------|---|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
| 自動車装置の相互承認の拡大 (国土交通省) | 日本での安全の確保及び環境の保全に十分配慮しつつ、関係業界の要望も踏まえて、日本の基準と車両等の型式認定相互承認協定(略称)に基づく認定規則との整合化作業を進め、相互承認による負担の軽減等効果が大きいものから採用を拡大する。 【平成13年国土交通省令第94号】 | 逐次実施 | | | (国土交通省) 「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令(平成14年国土交通省令第84号、平成14年9月1日施行)」により、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)、装置型式指定規則(平成10年運輸省令第66号)を改正し、新たに、車両等の型式認定相互承認協定に基づく相互承認対象装置に突入防止装置等の6品目(4規則)を追加した。 | |
| 通信端末機器等及び電気製品に関する相互承認の積極的推進 (総務省 経済産業省、外務省) | 通信端末機器等及び電気製品について、輸出入の円滑化を図る観点から、技術・検査体制等の同等性の確保に配慮しつつ、必要に応じて、諸外国との間で相互承認を実施する。 (第154回国会に関係法案提出) | 一部措置 済(日EC間1月協定発効及び法律施行) (日星間1月協定署名、2月法案提出) | 必要に応じて検討・措置 | | (総務省、経済産業省、外務省) ・日星間について、相互承認の推進を含む「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(平成14年条約第16号)が発効(平成14年11月30日)。 (総務省、経済産業省) ・日EC間に加えて、日星間における相互承認を実施するための「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律」(平成14年法律第31号)が施行(平成14年11月30日)等 | |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|--|----------------|--------|--------|--|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
| 化粧品の配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直し (厚生労働省) <流通ウの再掲> | 化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直しを図る。 【平成13年厚生労働省告示第158号及び告示第234号】 | 逐次実施 | | | <流通ウ参照> | |
| 栄養補助食品に係る規制緩和 (厚生労働省) <流通ウの再掲> | いわゆる栄養補助食品について、パブリックコメント等を通じ、内外の意見も聴きながら、できる限り国際的な制度との整合化を図る。 【平成13年厚生労働省令第43号】 | 措置済 (4月施行) | | | | |
| 医薬品等の製造に係るGMP基準 (厚生労働省) | a 医薬品、医療用具について、日米欧間でGMP(Good Manufacturing Practice:製造管理及び品質管理に関する基準)の同等性や査察技術の同等性などを確認し、GMP相互承認を実施する。 【「相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定」(平成13年条約第11号)】 | 交渉結果を踏まえ速やかに実施 | | | (厚生労働省) - 医薬品GMP分野の日-E C相互承認協定が平成14年1月1日に発効され、協定の規定に基づき、現在、同等性の再確認等準備作業を実施している。 また、日米間ではGMPに関する情報交換を行っている。 | |
| | b アジア諸国等に対し、医薬品の製造管理に関する技術協力を推進するとともに、その製造管理技術の向上を踏まえつつ、GMP相互承認を実施する。 | 外国からの要請を受けて対応 | | | (厚生労働省) - シンガポールとの間で、平成14年1月に経済連携協定の署名に併せて共同宣言に署名。その一部にGMP分野が含まれており、今後、GMPに関する情報交換の協力を始める予定。 | |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|---|--|--------------------------------|--------|--------|--|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
| 医療用具の製造の承認 (厚生労働省) | a 日米欧の医療用具に係る規制について、承認の不要の範囲を含め、国際的な整合化を推進する。 | 医療用具国際整合化会合に参画し、その結果を踏まえ速やかに措置 | | | (厚生労働省) 医療機器規制国際整合化会議に出席し、整合化のための各種議論に参画しているところである。 | |
| | b 諸外国から医療用具に関する相互承認協議の要請があった場合には、その推進について積極的に対応する。 | 要請を受けて対応 | | | (厚生労働省) - 具体的な要請があれば対応する予定。 | |
| 医療用具の承認申請時の臨床試験データ要否の区分に関する国際整合化 (厚生労働省) | EUにおいて始められている医療用具の分類・名称の国際統一のための協議会(GMDNプロジェクト)に積極的に参加し、国際統一を早期に行うべく提案を行う。 | 逐次実施 | | | (厚生労働省) GMDNを我が国の医療用具規制に取り込むため、平成13年度から作業を開始したところである。 | |
| GLP基準の確認申請手続 (厚生労働省、農林水産省、経済産業省) | 各GLP基準の確認申請手続の簡素化について、関係省庁間で協議の上、検討する。 | 検討 | 措置 | | (厚生労働省、農林水産省、経済産業省) 関係省庁間で、各GLP基準の確認申請書様式及び提出書類の共通化に関する検討を行い、平成14年12月27日に関係する通達(下記)を改正し確認申請書様式を共通化した。 ・医薬発第1227001号平成14・12・20製局第5号環保企第1145号(「新規化学物質の審査等に際して判定の資料とする試験成績の取扱いについて」の一部改正について(平成14年12月27日厚生労働省医薬局長、経済産業省製造産業局長、環境省総合環境政策局長通達)) ・基発第1227001号(試験施設等に関する安衛法GLP適合確認要領の改正について(平成14年12月27日厚生労働省労働基準局長通達)) ・14生産第7739号(「農薬の毒性に関する試験の適正実施について」の一部改正について(平成14年12月27日農林水産省生産局長通達)) | |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|---|--|----------|--------|--------|---|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
| | | | | | ・医機発第1225号(GLP適合性調査実施要領等の改正について(平成14年12月27日医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構理事長通達)) | |
| EMC基準の国際規格への整合化 (経済産業省) | EMC(Electro-Magnetic Compatibility:他の電気機器からの電磁妨害耐性)に関する技術基準を、現在の国際規格に整合化する。 【電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準(平成14年3月18日策定)】 | 措置済 | | | | |
| JIS規格の整備 (経済産業省) | 技術基準の性能規定化に併せて、必要に応じ、その基準に適合する仕様の例として活用できるようJIS規格の整備を行うとともに、適切な民間規格、外国規格が整備されている場合には、同様にそれらの活用を図る。 | 必要に応じて実施 | | | (経済産業省) - 日本工業標準調査会 国内システム専門委員会(強制法規担当部局と任意分野における適合性評価機関等が参加して、適合性評価制度を利用する観点から意見のとりまとめや情報交換を行う場として設置)について、平成14年4月、議論の対象に技術基準やJIS規格に関する事項を含めることとする委任事項の改正を行い、技術基準におけるJIS規格の活用等についても情報・意見交換を進めているところである。 また、平成14年7月に日本工業標準調査会に設置した新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会においても、強制法規・政府調達等とJIS制度の効率的・効果的連携を推進するための具体的方策の検討を行うこととしている。 | |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|---|--|-------------------|--------|--------|---|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
| ねずみ族駆除証明書及び駆除免除証明書の有効期間(厚生労働省) | 外国政府が発給したねずみ族駆除証明書及び駆除免除証明書の有効期間の見直しの必要性については、現在世界保健機関で行われている国際保健規則の見直しの結果を踏まえて検討する。 | 国際保健規則の見直しを踏まえて検討 | | | (厚生労働省) - 国際保健規則の改正作業については、現在、WHOが加盟国に対し改正内容について意見・情報交換等を行い、改正に向け具体的な作業を行っているところである。 | |
| 強制法規担当部局と任意分野における適合性評価機関との間のネットワークの構築(関係府省) | 国際規格・国際ガイド等について強制法規担当部局が理解を深め、また、強制法規の適合性評価において、適切な場合における任意の適合性評価の結果の活用等についての意見交換、強制法規担当部局の意見を国際規格やガイドの策定に反映させる等のため、強制法規担当部局と任意分野における総合適正評価機関が参加して、適合性評価制度を利用する観点から、国際規格・国際ガイドに対する意見の取りまとめや情報交換を行う場(ネットワーク)を平成13年(2001年)中に設置する。 【日本工業標準調査会適合評価部会に国内システム専門委員会を設置(平成13年6月)】 | 措置済 | | | | |

(5) 検査代行機関の指定要件等

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|---|--|-----------|--------|--------|-------------|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
| 特定無線設備の技術基準適合証明(総務省) | 特定無線設備の技術基準適合証明を行う指定証明機関について、これを民法第34条法人に限定することについて見直すこととし、併せて公正中立性を確保するための要件等を整備するべく、法改正等所要の措置を講ずる。 【電波法の一部を改正する法律(平成13年法律第48号)】 | 措置済(7月施行) | | | | |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|---|--|----------------|------------|--------|-------------|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
| 端末機器の技術基準適合認定 (総務省) | 端末機器の技術基準適合認定を行う指定認定機関について、これを民法第34条法人に限定することについて見直すこととし、併せて公正中立性を確保するための要件等を整備するべく、法改正等所要の措置を講ずる。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】 | 措置済 (11月施行) | | | | |
| 消防用機械器具の検定 (総務省) <危険オの再掲> | 消防用機械器具の検定を行う指定検査機関の公益法人要件を撤廃する。 (第154回国会に関係法案を提出) | 法案提出 | 法案成立後公布、施行 | | <危険オ参照> | |
| 高圧ガス製造施設等の検査 (経済産業省) <危険イの再掲> | 指定代行機関や優良事業者による自己検査の制度を適切に運用するため、技術の進歩等に応じて、その指定基準や認定基準等について、随時必要な見直しを行い、制度の運用に万全を期す。 【一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令)、コンビナート等保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令)、液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令)、冷凍保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令)】 | 随時 | | | <危険イ参照> | |
| ボイラー等の特定機械等の検査 (厚生労働省) <危険エの再掲> | ボイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等(特定機械等)の検査等に係る検査代行機関について、ワンストップサービス化の実現に向け、指定条件の見直し作業を行う。 【平成14年3月厚生労働省労働基準局通達】 | 措置済 | | | | |
| 浄化槽の検査 (環境省) | 浄化槽検査の受検率向上に向けて、営利法人への浄化槽検査業務の開放についての検討の結果を踏まえ、実効的な対応策を早急に講ずる。 | 措置済 | | | | |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|---|--|--------|--------|--------|-------------|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
| 食鳥検査の在り方 (厚生労働省) | 食鳥検査については、国及び都道府県に設置された食肉・食鳥処理問題調整協議会(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)を活用し、より柔軟な検査体制の推進を含め、検査の在り方について検討する。 | 措置済 | | | | |

(6) 重複検査の排除

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|---|--|--------|--------|--------|--|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
| 強制法規と工業標準化法との重複検査の排除 (経済産業省) | 強制法規及び工業標準化法の各指定・認定機関等について、それぞれの法令で定める要件に合致する場合には、可能な限り相互の活用を図ることにより、重複検査を排除し、効率的な認証体制を構築する。 | 逐次実施 | | | <p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本工業標準調査会 国内システム専門委員会(省内外の強制法規担当部局及び任意分野における適合性評価機関等が参加)において、強制法規における任意の適合性評価制度の活用について意見・情報の交換等を進めているところである。 また、平成14年7月に日本工業標準調査会に設置した新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会においても、工業標準化法に基づく適合性評価制度(JISマーク制度等)について、強制法規を含む各種の適合性評価制度がより活用しやすいものとすべく見直しを行っているところである。 | |

2 その他（検査周期の延長、基準の緩和・簡素化・統一化・整合化）

| 規制改革推進3か年計画（改定）（平成14年3月29日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|---|--------|--------|--------|--|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
| 危険物施設の検査周期の延長 （総務省） <危険才 aの再掲> | 危険物施設の保安検査について、優良事業所について検査周期を延長するインセンティブの導入に関し、検査周期の設定に、余寿命予測に基づく手法の導入が可能なものについては、安全性を損なわないことを前提に具体的な基準の検討を行い、所要の措置を講ずる。 | 検討 | 検討（結論） | 措置 | <危険才 a参照> | |
| 高圧ガス保安法における保安検査周期の延長 （経済産業省） <危険イの再掲> | 年1回の保安検査を義務付けられている高圧ガス設備の保安検査について、設備の保安管理体制等が優秀であるとの大臣の認定を受けた者に設備を稼働した状態で保安検査を自ら行うことを可能とする現行制度について、産業界全体に今一度周知を図り、一層の制度活用を促す。 | 措置済 | | | | |
| ボイラー及び第一種压力容器の性能検査周期の延長 （厚生労働省） <危険工 bの再掲> | 1年以内ごとに性能検査を受けなければならないボイラー及び第一種压力容器について、設備の安全管理体制が優秀であると労働基準監督署長の認定を受けた者は設備を停止して行う開放検査の周期を2年とすることが可能である現行制度について、趣旨、手続、審査基準等について今一度広く周知を図り、一層の制度活用を促す。 | 一部措置済 | 措置 | | <危険工 b参照> | |
| 電気事業法と労働安全衛生法におけるボイラーの基準等の統一 （経済産業省 厚生労働省） | ボイラーの構造基準のうち例えば安全弁の容量の算定方法などでボイラーの種類、規模、圧力等からみて規定の整合化の観点から共通的に適用が可能と考えられる部分がないか、検討する。 | 検討 | 措置 | | （経済産業省） 電気事業法におけるボイラーの構造基準は性能規定化されているところであるが、「発電用火力設備の技術基準の解釈」を一部改正（平成14年5月15日）し、所要の措置を講じたところ。 （厚生労働省） 電気事業法と労働安全衛生法の基準について整合化できる部分については、「ボイラー構造規格の全部を改正する告示」（平成15年厚生労働省告示）及び「压力容器構造規格の全部を改正する告示」（平成15年厚生労働省告示）を発出し、所要の措置を講じたところ。 | |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|---|---|---------------|---------------|--------|---|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
| JIS制度の改善 (経済産業省及び関係府省) | 関係府省が連携して可能な限りJIS規格と技術基準、政府調達の調達基準等との整合化を図る。 | 検討 | 今後継続的に検討・逐次実施 | | (経済産業省) 日本工業標準調査会 国内システム専門委員会(強制法規担当部局と任意分野における適合性評価機関等が参加して、適合性評価制度を利用する観点から意見のとりまとめや情報交換を行う場として設置)について、平成14年4月、議論の対象に技術基準やJIS規格に関する事項を含めることとする委任事項の改正を行い、技術基準におけるJIS規格の活用等についても情報・意見交換を行っているところである。 また、平成14年7月に日本工業標準調査会に設置した新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会においても、強制法規・政府調達等とJIS制度の効率的・効果的連携を推進するための具体的方策の検討を行うこととしている。 | |
| 長距離パイプラインに係る規制 (経済産業省) <危険力の再掲> | 長距離パイプラインに係る適用法規の在り方、技術基準等について、安全の確保等を踏まえつつ検討する。 | 検討 | | | <危険力 参照> | |
| 電気用品安全法における近接表示禁止規定の廃止 (経済産業省) | 電気用品安全法における他法の表示事項の近接表示禁止規定を廃止する。 【電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令(平成13年経済産業省令第20号)】 | 措置済 (4月施行) | | | | |
| タンクローリーに関する規制緩和 (総務省) <危険力の再掲> | 移動タンク貯蔵所(タンクローリー車)について、欧米の輸送実態の検証等を行い、積載物の種類や容量の制限、タンクの構造強化等により、安全性を損なわないことを条件に、間仕切及び防波板の設置義務の緩和・撤廃の可否について検討する。 | 検討 | 検討 (結論) | | <危険力 参照> | |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|---|---|--------|--------|--------|---|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
| 電気用品安全法に関する規制の見直し (経済産業省) | a 平成13年4月からは(平成11年法改正)、それまで型式区分による届出が不要であった特定電気用品以外の電気用品について届出義務を付加しており、事業者の負担は増している。行政による立入検査などの事業者の調査に必要な区分等、法の目的に照らし必要最小限の規制となるよう、型式区分の記載内容の合理的な変更を検討する。 | 速やかに検討 | | | <p>(経済産業省)</p> <p>型式区分による届出が付加された特定電気用品以外の電気用品について、事業者等の意見も踏まえつつ、製品安全を確保するとともに、事業者にとって過度な負担とならない型式区分の記載内容の合理的な見直し案を作成中である(平成15年度に省令改正予定)。</p> | |
| | b 電気用品に関する国際的な技術基準は、技術の進展等に伴い改訂が進められており、現行の国内基準については、現在、鋭意整合化作業が行われているところであり、速やかにその整合化を図る。 【電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準(平成14年3月18日策定)】 | 措置済 | | | | |
| | c さらに今後においても、国際基準の動向を踏まえ、タイムリーな改訂による国際整合化を図っていく。 | | 適宜実施 | | | |
| 医薬品等の製造業等の許可申請 (厚生労働省) | 医薬品等の製造業等における分置倉庫について、隣接都道府県における設置を認めることについて検討する。 【平成13年3月厚生労働省医薬局長通知】 | 措置済 | | | | |
| 医薬部外品の承認基準の拡充 (厚生労働省) | 医薬部外品で、いまだ承認基準が作成されていない育毛剤、腋臭防止剤などにも承認基準制度を導入し、承認審査の迅速化を図る。 | | 逐次実施 | | <p>(厚生労働省)</p> <p>- 育毛剤、腋臭防止剤などについては、承認基準の制定に向け必要なデータを収集しているところであり、そのデータが揃った段階で、薬事・食品衛生審議会等において基準策定のための検討を行うこととしている。</p> <p>なお、必要なデータについては、平成15年度中に収集する予定である。</p> | |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|--|--------|--------|--------|---|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
| 体外診断薬に係る承認制度対象範囲の見直し (厚生労働省) | 現在医薬品として取り扱われている体外診断薬について、保健衛生上のリスクの低いものについては、承認不要基準等を設定することにより、承認を不要とする。 | | 措置 | | (厚生労働省) 平成14年7月31日に公布された「薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律」(平成14年法律第96号)により薬事法を改正し、体外診断用医薬品のうち、診断情報のリスクが低く、標準品が存在し、製造業者等による性能の自己確認が容易であるものについては、基準を定めて、国の承認を不要とすることとしている。 平成14年度より、承認を不要とする検査項目及び承認不要基準の検討を開始することとしている。 | |
| 医療用具に係る申請区分の明確化 (厚生労働省) | 医療用具の製造・輸入の承認申請については、新医療用具、改良医療用具、後発医療用具の区分が定められているが、承認審査の迅速化を図るため、医療用具に係る申請区分を明確化する。 | | 措置 | | (厚生労働省) 「医療用具の申請区分選定の要点(ディビジョン・ツリー)について」(平成14年3月26日医薬局審査管理課事務連絡医療機器審査No.22)を発出し、医療用具に係る申請区分の明確化を図った。 | |
| 化審法における医薬中間物に係る規制の見直し (厚生労働省 経済産業省 環境省) | 海外で製造が認められた医薬品の中間物として新規化学物質を国内で製造し、全量を海外向けに輸出することにより国内に残留することがない場合は、国内向け医薬品中間物と同様に、化審法に基づく届出等の規制を免除する。 | | 検討・結論 | | (厚生労働省、経済産業省、環境省) 平成14年秋より、産業構造審議会、厚生科学審議会、中央環境審議会において合同会合を開催し、「今後の化学物質の審査及び規制の在り方について」として報告がまとめられた。その中で暴露可能性が低い中間物や輸出専用品などの新規化学物質については、事前の確認と事後の監視を行うことを前提に、化審法に基づく新規化学物質の製造等の届出の対象外とする方向で、制度の見直しを行うという結論を得た。 これを踏まえた化学物質審査規正法改正法案を第156回国会に提出した。 | |
| エレベーターの製造許可 (厚生労働省) | 労働安全衛生法に基づくエレベーターの製造許可については、申請者の負担軽減の観点から、製造許可手続の簡素化について検討する。 | 検討 | 結論・措置 | | (厚生労働省) エレベーターの製造許可手続の簡素化については、「エレベーター構造規格の一部を改正する告示」(平成15年厚生労働省告示第8号)を平成15年2月6日に公布したところである(平成15年3月31日施行)。 | |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|---|---|---------------|--------|--------|--|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
| ボイラーの遠隔制御についての基準 (厚生労働省) <危険工の再掲> | ボイラーの遠隔制御についての基準について、安全性を損なわない範囲で、対象となる遠隔制御方式ボイラーの基準、点検基準等について見直しを図る。 | 検討 | 措置 | | <危険工 参照> | |
| 簡易専用水道の検査 (厚生労働省) | 簡易専用水道(会社やマンション等で、受水槽を設け、各戸に水を供給するもの)について、その検査を含む管理に関する規制全体を見渡した上で、より実効的な水質確保がなされるよう、所要の措置を的確に講ずる。 【水道法の一部を改正する法律(平成13年法律第100号)】 | 措置済 (7月施行) | | | | |
| ポルトランドセメントの規格の緩和 (経済産業省、国土交通省) | ポルトランドセメントの規格に関し、0.02%以下とされている塩化物イオン量の見直しについて検討する。 | | 検討・結論 | | (経済産業省) 国土交通省における懇談会の結論を踏まえて、塩化物イオン量を現行0.02%を0.035%とするJIS改正を平成15年度に実施する。 | |
| 繊維製品を対象にしたホルムアルデヒド測定方法の見直し (厚生労働省) | ベビー服等繊維製品を対象としたホルムアルデヒド含有基準について、検出機器の性能向上等を踏まえ、ホルムアルデヒドの測定方法を見直す。 | | 検討・結論 | | (厚生労働省) 測定方法の見直しについて、平成15年3月31日に家庭用品安全対策調査会の場で検討がなされ、高速液体クロマトグラフ法を追加して差し支えないとの結論を得たところ。 | |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|--|---------------|--------|----------------|---|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
| 毒物及び劇物のタンクコンテナに関する基準の見直し (厚生労働省) | 毒物及び劇物取締法施行令に基づく容器(タンクコンテナ)の容量規制(10,000リットル)及び防波板の設置義務を撤廃し、欧米と同様、大型タンクコンテナでの輸送を可能とする。 | | 措置 | | (厚生労働省) 平成14年12月27日「毒物及び劇物取締法施行令」の一部改正及び平成15年1月31日「毒物及び劇物取締法施行規則」の一部改正により、新たに、国際基準(国際海事機関(IMO)が定める国際海上危険物輸送規程(IMDG Code))に適合している一定の容器について、国内使用を可能とするための所要の措置を講じたところ。 | |
| 21石油製品の輸出承認制度 (経済産業省) | 石油製品輸出に係る個別申請・承認制度については、緊急時対応のための体制を整備の上、平時においては石油製品を輸出承認制度の対象から外す。 【輸出貿易管理令の一部を改正する政令(平成13年政令第335号)】 | 措置済 (1月施行) | | | | |
| 22ワインの輸入時における検査の省略 (厚生労働省) | 輸出国の検査機関を公的検査機関として登録することにより、ワインの輸入時における検査を省略する。 | | 措置 | | (厚生労働省) 平成14年7月12日食検発第0712001号を発出し、所要の措置を講じた。 | |
| 23輸出入及び港湾関連手続 (財務省 法務省、厚生労働省 農林水産省、経済産業省、国土交通省) <運輸オの再掲> | 輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進について、既往の部分システムの改善にも努めつつ、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するために、関係省庁が協力して、検討・調整を進め、平成15年度のできるだけ早い時期に運用開始する。 | 検討・調整 | 検討・調整 | できるだけ早い時期に運用開始 | <運輸オ 参照> | |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|--|--------------------|--------|----------------|----------------|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
| 24 輸出入及び港湾諸手続の電子化、ワンストップサービス化 (財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) <IT工22b(e)の再掲> | 輸出入・港湾諸手続について、平成13年度中に、関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討体制の整備を図る。その際、統計情報を含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また単なる参考資料として提出を求められているものについては、一本化あるいは廃止を検討する。また、申請手続フォーマットの集約化を検討する。 | 検討・調整 (検討体制整備済) | 検討・調整 | 出来るだけ早い時期に運用開始 | <IT工22b(e) 参照> | |
| | さらに、通関情報処理システム(NACCS)と港湾EDIシステムについては平成13年度中を目途に接続、NACCSと外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム(JETRAS)については、平成14年度までを目途に、また、NACCS、港湾EDIシステムと乗員上陸許可支援システム(仮称)についても、平成14年度までを目途に、それぞれ連携する。 | 一部措置 | 措置 | | | |
| | なお、平成15年度までの実現を予定している輸出入手続の電子化の一環として、民間の収納インフラの利活用や各種輸出入手続の申告・申請・受付システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を検討する。 | 15年度までに検討・結論 | | | | |
| 25 執務時間外の貨物の積卸しに係る許可制から届出制への移行 (財務省) | 税関の執務時間外における貨物の積卸しに係る許可制を届出制にする。 【関税定率法等の一部を改正する法律(平成13年法律第21号)】 | 措置済 (4月施行) | | | | |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|---|--|---------------|--------|--------|-------------|----|
| 事項名 | 措置内容等 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
| 26 執務時間外の貨物の積卸しに係る許可手数料の廃止 (財務省) | 税関の執務時間外における貨物の積卸しに係る許可手数料を廃止する。 【関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成13年政令第153号)】 | 措置済 (4月施行) | | | | |
| 27 執務時間外の貨物の搬出入等に係る届出制の廃止 (財務省) | 税関の執務時間外における保税地域への貨物の搬出入等に係る届出制を廃止する。 【関税定率法等の一部を改正する法律(平成13年法律第21号)】 | 措置済 (4月施行) | | | | |
| 28 航空輸出貨物における予備審査制の導入 (財務省) | 航空輸出貨物について、輸出申告関係書類をあらかじめ税関に提出し、税関における書類審査を事前に受けることができる予備審査制を導入する。 【平成13年関税局長通達】 | 措置済 (4月施行) | | | | |
| 29 仕入書に代わる書類として提出を認める社内帳票等の取扱い (財務省) | 輸入申告において、仕入書に代わる書類として社内帳票等の提出を認める基準額(課税価格の合計額が10万円以下)を拡大する。 【平成13年関税局長通達】 | 措置済 (4月施行) | | | | |